

箕面市立箕面保育所民営化法人応募に係る参考資料

<運営費補助>及び<施設改修費等補助金>については、市議会議決が条件となっています。

<運営費補助>

- (1) 現行補助制度……「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱」、「箕面市一時保育事業補助金交付要綱」「箕面市休日保育事業補助金交付要綱」を参照してください。
- (2) 民営化に伴う補助制度の新設（予定）
 - 保育・給食の引き継ぎ費用
 - ・市の予算の範囲内

<施設改修費等補助金>

施設改修等を行う場合の補助金は、それに対する国の補助制度がある場合のみ交付対象とします。

<保育所運営に係る条件>

保育所の設置・運営にあたっては市と保育業務契約を締結し、保育所運営条件の履行については、この中で定めます。

- ① 応募にあたって法人が提案した内容と市が参考として示す引き継ぎ書を照らし併せ、具体的な保育内容については、三者懇談会で協議し、引き継ぎを行います。
- ② 保育内容の重要な変更は保護者及び市との事前協議を必要とします。

<土地貸付・建物譲渡に係る条件>

次の場合は、契約を解除することがあります。

- ① 本市の承諾を得ずに保育所用地又は保育所建物を保育所以外の用途に供したとき
- ② 借地権を譲渡したとき
- ③ 土地を転貸したとき
- ④ 保育所建物の所有権を移転したとき
- ⑤ 本市の承諾を得ずに保育所建物に抵当権を設定したとき
- ⑥ 本市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき
- ⑦ 本市の承諾を得ずに土地上の建物を増改築したとき
- ⑧ 当該借受法人自らが保育所を運営しないとき
- ⑨ その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき